

## 評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成 29 年 6 月 20 日（火）午後 1 時 30 分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3 階 第 1 会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

まず、本日の出席状況でございますが、評議員定数 7 名以上 32 名以内、現在員数 29 名、本日の出席者 24 名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第 15 条第 2 項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、中村監事、後藤監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに、新たに、ご出席いただいております評議員の皆様をご紹介申し上げます。都島区社会福祉協議会会長の前田起平評議員でございます。朝日新聞厚生文化事業団大阪事務所長の山本雅彦評議員でございます。大阪府医師会理事の前川たかし評議員でございます。ニッセイ予防医学センター次長の中澤義之評議員でございます。区長会議福祉・健康部会長で此花区長の前田昌則評議員でございます。

続きまして、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。4 月 1 日付けで就任いたしました浅井事務局長でございます。中川企画調整担当部長兼福祉事業課長でございます。古賀経営計画担当課長でございます。新垣地域福祉課長でございます。蔵野介護サービス相談センター副所長でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。資料 1、平成 28 年度事業報告（案）の資料でございます。資料 2、平成 28 年度決算報告（案）の資料でございます。資料 3、平成 29 年度補正予算（案）の資料でございます。資料 4、定款の一部変更（案）の資料でございます。資料 5、諸規則等の制定及び一部改正並びに廃止（案）の資料でございます。資料 6、理事・監事・会計監査人の選任の資料でございますが、事前に送付しました資料に会計監査人の選任に関する補足資料を加えて、本日配付しておりますことをご報告します。

それでは、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 (あいさつ)

司 会 それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第 15 条第 1 項の規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を吉川評議員にお願いいたします。吉川評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉川議長 北区社協の吉川でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。議事録の署名人は、定款により 2 名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

吉川議長 異議なしということですので、議事録の署名人は、淀川区社会福祉協議会会長の三田評議員と、毎日新聞大阪社会事業団常務理事の和田評議員にお願いします。どうぞよろしくお願いたします。

### <第1号議案> 平成28年度事業報告(案)について

吉川議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。  
第1号議案 平成28年度事業報告(案)について、説明してください。

新垣課長 地域福祉課長の新垣でございます。  
第1号議案、平成28年度事業報告(案)につきまして、ご説明申しあげます。  
資料1の1頁をご覧ください。全文を読みあげさせていただきます。  
平成28年4月14日午後9時26分、熊本県熊本地方で深さ11kmを震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町においては、震度7を観測するなど、甚大な被害をもたらしました。  
本会では、発災後、速やかに災害対策本部を設置し、義援金口座の開設や区社協とともに街頭での募金活動等を行い、大阪府共同募金会を通じて約492万円の義援金を熊本県に届けました。4月23日には現地の状況を確認するため先遣隊として職員2人を送り、4月27日から7月17日まで近畿ブロック府県・指定都市社協として災害ボランティアセンターの運営支援のため、延べ26人の職員を派遣するなど、被災地支援に努めました。  
開設30周年を迎えた「大阪市ボランティア・市民活動センター」では、防災・減災、災害救援に強いまちづくりに向け、区社協や行政と連携を図りながら「大阪市災害ボランティアセンター運営者研修」を開催するなど、災害に備えた取組みを強化いたしました。  
不足する福祉人材の養成については、「大阪市社会福祉研修・情報センター」で、多岐にわたる人材養成の研修や、福祉職場における今後の人材育成について検討するため、福祉施設で行われている人材の育成等に関する調査研究に取り組みました。また、「大阪市成年後見支援センター」においては、専門職ではない一般市民による判断能力が不十分な人の生活を支える「市民後見人」養成講座を開催し、登録者は234人となり、これまでに153人が後見人として活動しております。成年後見制度利用促進法が施行されたことを機に、一層の活動支援強化に努めました。  
また、本会が平成26年度に策定した「中期経営計画」では、地域福祉活動の推進支援を重点課題としており、区社協が平成27年度から取り組んでおります「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の後方支援の一環として、全体的な動きや特長的な事例などを取りまとめた「見守り相談室活動報告集」を作成いたしました。  
平成28年度は、改正社会福祉法が本格施行される前年であり、本会としても新たに、法に基づく「評議員選任・解任委員会」の設置をはじめ、定款変更や諸規程等の整備に取り組むとともに、区社協と協働し「ワーキングチーム」において検討を重ね、区社協の定款変更等が円滑に行えるよう支援いたしました。  
また、社会福祉施設に対しても、公益的活動が一層促進するよう情報提供に努め、実施事例報告を交えた研修会を開催するなど、今後の取組みの方向性を探る一助といたしました。

新垣課長

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、今後、より一層地域住民から信頼され、期待される社協をめざし、住み慣れた地域で、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向けた事業を推進いたしました。

続きまして、2 頁をお開きください。主な取組みの実施状況についてご説明申し上げます。

まず、「1 組織基盤の強化」(1) 財政基盤の強化でございます。平成 28 年度も、交付金・委託料・補助金等について、適正かつ効果的に執行し、健全な経営に努めました。公募事業につきましては、「介護予防ポイント事業」「高齢者相談支援サポート事業」「大阪市市民活動総合支援事業」を継続受託し、福祉人材の育成の視点から、新たに「介護福祉士実務者研修事業」を受託いたしました。賛助会員の拡大につきましては、各種行事の場で募集チラシを配布するなど、財源の確保に努力いたしました。

(2) 組織の透明性と信頼性の強化でございますが、正確な経理事務が行えるよう全区社協を対象に経理事務研修を実施いたしました。また、広報誌やホームページに、市社協がどのような運営を行っているのか財務諸表及び現況報告書を公表し、法人の透明性と信頼性を確保に努めました。

(3) 職員の人材育成につきましては、社協を運営していくうえで人材育成は最も重要な事項と考えており、本会研修計画に基づき各種研修を実施しました。特に、平成 28 年度は、本会固有職員だけでなく常勤嘱託職員や非常勤職員まで受講対象を拡大したコンプライアンス研修を開催し、社協職員として全体の意識向上を図りました。また、福祉・医療の資格を持った 20 人の新規職員を採用することで専門性を確保し、若手職員を対象とした業務検討会を例年どおり開催し、次世代を担う職員育成の場としました。

続きまして、「2 生活課題の解決に向けた地域福祉推進の支援」(1) 区社協活動への支援でございます。本会の区担当職員が全区社協からヒアリングを行い、傾向等をまとめ、各区社協に発信しました。また、「地域活動の担い手育成」や「災害への取組み」など、区社協の先駆的・特徴的取組みに対して支援し、全区社協の地域支援担当者に対する各種の研修会や情報交換会を開催し、地域支援がスムーズに行えるように支援いたしました。

(2) 総合相談支援機能の充実と地域づくりへの展開に向けた取組みでございます。各区社協において、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しておりますが、各区さまざまな取組みを展開しておりますので、その特色などをとりまとめた冊子「地域とともに暮らしを支える『見守り相談室』活動報告集」を作成いたしました。

(3) 新たな総合事業の導入を見据えた地域福祉活動のさらなる推進に向けた取組みでございます。市民・福祉関係者を対象に、「おたがいさまでつながる 地域の居場所」をテーマとした「地域福祉シンポジウム」を開催し、実際に地域で活動されているかたにもご登壇いただきました。

また、「大阪市地域福祉活動推進委員会」においては、地域福祉活動の活性化や担い手育成に向けた「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」(仮称) 作成に向けて検討しました。さらに、小地域福祉活動の活性化に向けましては、若手地域活動者へのインタビュー・公開座談会を開催し、日本地域福祉学会で発表しました。

次は、「3 地域における公益活動の取組みへの支援」でございます。改正社会福

新垣課長

祉法では、社会福祉法人に対して、地域における公益的な活動への取組みが求められており、各法人を取り巻く状況の変化などを改めて認識し、先駆的な取組みの実践事例を参考に、施設に求められる役割や区施設連絡会のあり方や活動をふり返り、連絡会自体の活性化を目的として、区社会福祉施設連絡会「全大会・活動報告会」を開催しました。

また、市内の社会福祉法人・施設において先駆的な取組みを展開している事業などを本会の広報誌により、広く市民に発信いたしました。

「4 ボランティア活動振興基金を活用した地域福祉活動の支援強化や担い手育成への支援」につきましてご説明いたします。ボランティア活動振興基金事業につきましては、昨年度同様に積極的な申請がございまして、125 件の助成を行いました。特に、若い世代のボランティア活動への参加促進や、地域の福祉課題に合わせた活動支援へとつながっております。また、基金の有効活用を目指し、新たに専用ホームページを設けまして広報の強化に努めました。

続きまして、「5 広報啓発活動の充実」でございます。社会福祉の動向や各区における地域福祉推進の取組み状況などの福祉情報提供のため、広報誌「大阪の社会福祉」は、昭和 25 年の創刊以来継続して毎月 1 回発行し、この 3 月には 742 号を迎えました。発行部数を増刷しまして、学校教育の場で「福祉」に関心を持っていただくため、市内の全市立小中学校等へ配付いたしました。

また、市民や福祉関係者に向けて広く本会の活動を知っていただくため、ホームページを活用し、随時情報を発信し、大阪市社会福祉大会でも、本会リーフレットの配付や会場内でパネル掲示等、事業周知を行い広報活動に努めました。

最後に「6 災害時のボランティア活動支援体制の強化」でございます。

熊本地震につきましては、冒頭「平成 28 年度事業報告」で募金取組みや職員派遣による災害ボランティアセンター支援につきましてご報告いたしましたが、加えましてボランティアバスを運行するなど、積極的に被災地支援にあたりました。その後、派遣職員を中心に活動報告会を開催し、災害時のボランティア活動支援のあり方について共有を図りました。また、3 月には大規模災害時に円滑なボランティア調整ができるよう、本会と大阪市職員が参加して「大阪市災害ボランティアセンター運営者研修」を開催しました。さらに、「大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアル」の内容を見直し、本会及び各区社協が大阪市と「協定書」を締結いたしました。

以上が、平成 28 年度事業報告（案）でございます。

なお、本日の資料は重点事項の実施状況のみ抜粋した内容となっておりますが、個別の事業の実施状況と第 2 号議案でご審議いただきます決算報告書と合わせまして製本し、後日改めて、送付させていただきたく存じます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長

ただ今説明がありました、平成 28 年度事業報告（案）について、ご意見はございませんか。

笹野井評議員

2 頁の主な取組み実施状況のところ、職員の人材育成とありました。その部分に「20 人の新規職員を採用することで専門性を確保」とありますが、専門性を謳うのであれば、先ほど説明のなかでも言われていた「福祉」という言葉を入れた方が良いと思います。

新垣課長 福祉職員のほか医療職員も採用しておりますので、表現については検討させていただきます。

吉川議長 他にございませんか。  
ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、一部内容を検討することとし、第1号議案は、決定されました。

## ＜第2号議案＞ 平成28年度決算報告(案)について

吉川議長 続きまして、第2号議案の「平成28年度決算報告(案)」について、事務局から説明してください。

古賀課長 経営計画担当課長の古賀でございます。

第2号議案、平成28年度決算報告(案)についてご説明申し上げます。資料2「平成28年度決算報告書(案)」1頁をご覧ください。

改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉法人の公益性を担保するため、ガバナンスの強化や財務規律の確立を図る観点から、会計監査人による監査が義務付けられることになり、「かがやき監査法人」から内部統制の整備や現状の会計処理方法等を確認・改善する予備調査を受けました。予備調査では、賞与引当金の計上、退職金の会計処理などの項目が示されました。このことにより、貸借対照表の計上額が大幅に変わることになりましたが、内容につきましては、後程詳しくご説明申し上げます。なお、5月9日にかがやき監査法人による決算書の残高確認の結果、「適正」とのご意見をいただきましたことをご報告いたします。

それでは、まずはじめに「1 法人全体の状況」(1) 決算総額をご覧ください。前年度決算額からの増減についてご説明いたします。

運転資金や事業資金の残高でございます。支払資金残高は、黒枠で囲んだゴシック字体「平成28年度決算額」(B)3段目に記載のとおり、前年度比1億2,490万円の増となる6億3,848万円でございます。下段の概要に記載しておりますように、前年度比で増加した主な要因は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の貸付原資が1億3,934万円増加していること等があげられます。

「(2) 資金収支計算書総括表」をご覧ください。まず、収入の部でございます。

収入の部の決算額は、表の黒枠で囲んだゴシック体の「28年度決算」(B)の事業活動収入とその他の活動収入を合計した、46億5,432万3,788円となり、予算比7億7,778万1,212円の減でございます。

次に支出の部でございます。事業活動支出と施設整備等支出、その他の活動支出を合計しますと、45億2,941万8,794円となり、予算比7億9,813万3,206円の減でございます。

この結果、当期資金収支差額は、1億2,490万4,994円となり、前期末支払資金残高5億1,357万5,763円と合わせますと、当期末支払資金残高は、6億3,848万757円となります。

収入・支出とも、予算に比べ減額となっておりますが、その要因についてご説明いたします。2頁、2 収入決算概要の「(2) 収入科目別内訳」をご覧ください。予算に比べ、7億7,778万1,212円の減額の要因につきましては、「(3) 主な内容」に

古賀課長

記載しておりますとおり、4つの科目で大きな差異となりましたが、多様な職員の雇用形態による人件費の減2億5093万円、退職金の会計処理の変更により、3億5,944万円の減などによるものでございます。

続いて、3頁の3支出決算概要の「(2)支出科目別内訳」をご覧ください。

予算に比べ、7億8,813万円の減額の要因につきましては、「(3)主な内容」に記載しておりますとおり、4つの科目で大きな差異となりましたが、退職金会計処理の変更や多様な雇用形態による職員人件費の減など、人件費支出で予算比6億3,941万円の減によるものでございます。

以上のとおり、収入・支出の増減につきましては、退職金会計処理の変更や多様な雇用形態による職員人件費の減などによるものであり、事業運営に影響を与えるものではありません。

次に、4頁をご覧ください。「(1)事業別内訳」を表にまとめたものでございます。予算との差異が大きかった事業は、(2)の主な増減理由に記載しておりますとおり、法人運営事業は、熊本地震災害支援職員派遣に係る経費を含め、予算比1,299万円の増でございます。なお、震災に係る経費につきましては、生活福祉資金の特例措置により助成がございました。要介護認定訪問調査事業は、調査件数が減じたこと等により、予算比4,822万円の減でございます。社会福祉研修・情報センター事業は、共同体で指定管理者を務める他事業者への指定管理料の会計処理を変更したこと等により、予算比1,831万円の減でございます。ボランティア活動振興基金事業は、ボランティア活動促進事業等の助成件数が見込みより少なかったことから、予算比8,185万円の減でございます。退職積立金事業は、会計処理を変更したことにより予算比4億542万円の減でございます。

次に、5頁「5事業活動計算書」をご覧ください。社会福祉法人が1年間の事業活動を行った結果の損益の状況を反映したものでございますが、ゴシック体で表記しておりますとおり、当期活動増減差額はマイナス9億3,577万4,450円でございます。これは、賞与引当金の計上や退職金会計処理を変更したことが主な要因でございます。その結果、次期繰越活動増減差額はマイナス505万1,520円となります。

次に、「6貸借対照表」について、ご説明いたします。9頁をご覧ください。

表の左側、資産の部中ほどの、「その他の固定資産」の4つ目「退職給付引当資産」は、前年度末から26億4,887万6,862円減の0円でございます。表の右側、負債の部 流動負債の5つめ「賞与引当金」は、前年度末から2億400万2673円の増、その下、固定負債「退職給付引当金」は、前年度末から19億5,419万894円減の3億1,240万7,925円でございます。これは、予備調査の結果に基づき、賞与引当金を計上したこと、退職給付会計処理を変更したことが、主な要因でございます。それでは、退職給付会計処理の変更についてご説明いたしますので、資料2別紙をご覧ください。

まず、平成27年度まで本会が退職給付債務を計算するために用いておりました「1簡便法による計上」についてご説明します。退職給付会計において、職員が比較的少ない法人の場合など、退職給付債務を簡便な方法で計算することが認められております。本会では、年齢構成に偏りがあり、計算結果に高い水準の信頼性が得られないと判断し、下の表「A平成27年度(簡便法による計上)」の右側に記載しておりますように、期末にすべての職員が普通退職した場合の支給額22億6,659万円を退職給付引当金として計上しておりました。

次に、「2原則法による計上」についてご説明いたします。職員の新規採用により

古賀課長

年齢構成が改善傾向にあり、平成 28 年度から企業会計と同様の原則法を用いております。それにより、下の表「C 平成 28 年度（原則法による計上）」の右側に記載しておりますように、退職給付引当金は、32 億 1,778 万円となります。原則法では将来の昇給率や退職率等を見込んで計算するため、簡便法に比べ退職給付債務の額が大きくなる傾向にあります。

また、退職給付会計基準では、退職積立金の帰属主体は職員となり、資産と債務を、相殺することとされていることから、純額で表示した結果、その下の表「D 平成 28 年度（原則法による純額表示計上）」の右側に記載のとおり、退職給付引当金は、3 億 1,240 万円となります。引当金（負債）を計上することになりますが、簡便法を用いた場合は、上から 2 つ目の表「B 平成 28 年度（簡便法により計上した場合）」の差額に記載のとおり、退職給付引当資産が 5 億 1,852 万円となり、前年度に比べ更に改善している状況でございます。

それでは、続きまして資料 2 の 5 ページをご覧ください。「7 計算書類に対する注記」から、「10 サービス区分別 計算書類」につきましては 10 頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

最後に、改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉充実財産は毎年度算定することが必要となりました。厚生労働省の通知では、主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例として、土地・建物を所有していない法人の場合は、財産額から年間事業活動支出の全額を控除できると示されています。本会の場合、年間事業活動支出 43 億 5,767 万円を財産額から控除した結果、残額が生じず、社会福祉充実計画を策定する必要がないことをご報告いたします。

以上、平成 28 年度決算報告（案）についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長

ただ今、平成 28 年度決算報告（案）について、説明がありましたが、皆様からのご質問をお受けする前に、後藤監事さんから監査報告をお願いします。

後藤監事

私、後藤と中村監事は、平成 29 年 5 月 22 日市社協事務局において、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を実施したところでございます。その結果につきまして監事を代表してご報告申し上げます。

事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。また、理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上でございます。

吉川議長

ありがとうございました。

それでは、皆様からのご意見・ご質問についてお受けいたします。いかがでしょうか。

山田評議員

山田でございます。先ほど事業報告のなかで「ボランティア活動振興基金事業に対して、昨年度同様に積極的な申請があった」と説明がありました。一方で決算報

- 山田評議員 告では、助成件数が見込みより減じたこと等から予算比 8,058 万円の減との説明があり、積極的な申請があったが、助成件数が減ったように聞こえ、矛盾しているように思うのですが、理由をお聞かせいただきたいと思います。
- 古賀課長 申請はあったのですが、申請件数が見込みより少なく、予算と比較して決算額が減少したということでございます。
- 山田評議員 そうなると事業報告で「昨年度同様に積極的な申請があった」と記載するのは間違いではないのでしょうか。昨年と比較して申請件数は減少したのですよね。
- 脇坂副所長 ボランティア・市民活動センターの脇坂でございます。昨年より申請件数は増えていますが、予算を高く組んでおり、その予算に達していないということでございます。
- 山田評議員 昨年よりも予算を多くつけたということですね。
- 脇坂副所長 予算は昨年と同様で、昨年もその予算に達していませんでした。広報の問題もありますので、今年度は広報により一層力を入れていくことが、ボランティア活動振興基金の運営委員会でも決まったところでございます。
- 山田評議員 事業報告のなかで課題もあるということをお聞かせいただければ、今年度その課題に対してどう取り組むかということが出てくると思います。ぜひ事業報告のなかで成果が上がったことに加えて、課題も明記することは重要だと思いますので、よろしくをお願いします。
- 永岡評議員 永岡でございます。先ほどとも関連しますが、昨年度と比べて申請件数が増えているとのことですが、ボランティア活動振興基金事業における助成金支出の決算額が予算の3分の1程度になっています。これまでと比べての動きや、こうなった要因として把握されていることをお聞かせください。
- 脇坂副所長 ボランティア活動振興基金事業としての予算は伸びており、その予算に達するほどの申請に至っていない現状は、ここ2年ほどの傾向でございます。先ほど申しましたが、広報に力を入れ、申請件数を増加させていきたいと考えております。
- 永岡評議員 予算としては、予算額に達するほどの申請があるだろうと判断しているとのことですね。
- 脇坂副所長 申請件数を伸ばしていきたいと考えて、予算を立てております。
- 吉田評議員 お尋ねしますが、退職金積立金事業の説明をしていただきましたが、会計処理の変更によって職員が不利益を被ることはないのでしょうか。
- 古賀課長 不利益になるようなことはありません。



吉川議長 他にございませんでしょうか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

( 異 議 な し )

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

### <第3号議案> 平成29年度補正予算(案)について

吉川議長 続きまして、第3号議案の「平成29年度補正予算(案)」について、事務局から説明してください。

古賀課長 第3号議案 平成29年度補正予算(案)につきまして、ご説明申しあげます。  
資料3「平成29年度補正予算書(案)」1頁をご覧ください。今回は、経営安定化積立基金への積立による補正、決算で確定した前期末支払資金残高に関する補正、生活福祉資金貸付事務事業へ繰出しするための補正につきまして、お諮りするものでございます。

1頁の中ほど「1次補正予算書(案)総括表」をご覧ください。収入の部で、右から二つ目の「今回補正額」欄の「その他の活動収入」で、『生活福祉資金貸付事務事業』で不足を補填するため7万1千円の増額でございます。これによりまして、補正後の収入予算額は、46億9,739万7千円となります。

支出の部は、その他の活動支出で731万4千円の増額でございます。

内訳は、平成28年度事業からの繰入金の一部を経営安定化積立基金へ積立するため、724万3千円の増、生活福祉資金貸付事務事業への補填として7万1千円の増を合計したものでございます。これによりまして、補正後の支出予算額は、47億9,650万3千円となります。

表の下から2段目、前期末支払資金残高は845万3千円の減でございます。これは、表の下の部分、1法人運営事業から、2頁、5ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付事業に増減額を記載しておりますが、決算で確定した支払資金残高に補正するためのものでございます。これによりまして、表の下から3段目、補正後の当期資金収支差額は、マイナス9,910万6千円となり、前期末支払資金残高6億3,848万1千円と合わせると、当期末支払資金残高は、5億3,937万5千円とあいなる次第でございます。

以上、平成29年度補正予算(案)についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

( 異 議 な し )

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

### <第4号議案> 定款の一部変更(案)について

吉川議長 続きまして、第4号議案の「定款の一部変更(案)」について、事務局から説明してください。

真鍋課長 総務課長の真鍋でございます。第4号議案 定款の一部変更(案)につきまして、ご説明申しあげます。資料4をご覧ください。

真鍋課長 第2条でございますが、平成24年度から「高齢者相談支援サポート事業」を受託実施しておりましたが、平成29年度は「認知症高齢者相談支援サポート事業」として公募され、本会が受託することになったことに伴い、15号を「認知症高齢者相談支援サポート事業」に変更するものでございます。

第15条第4項及び第22条第3項につきましては、前回の定款変更の際、条項が未修正でございましたので、修正いたします。

以上、定款の一部変更（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

山田評議員 高齢者相談支援サポート事業が認知症高齢者相談支援サポート事業に名称変更されたことに伴う定款変更とのことですが、事業実施の内容に変更はあったのか、ご説明していただければと思います。

真鍋課長 今までは高齢者相談支援サポート事業という名称のとおり高齢者の方及びその家族を対象とした相談支援事業でございましたが、今回公募された事業につきましては認知症高齢者の方、若年性認知症の方とその家族の方を支援すると対象が明確化されたということが大きく変わっております。事業内容につきましては相談支援事業やキャラバンメイトであります認知症サポーター養成事業は昨年と同様ですが、新たに加わった事業として認知症高齢者の方や若年性認知症の方とその家族を対象とした相談会を開催することとなります。

吉川議長 他にございませんでしょうか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

#### ＜第5号議案＞ 諸規則等の制定及び一部改正並びに廃止（案）について

吉川議長 続きまして、第5号議案「諸規則等の制定及び一部改正並びに廃止（案）」について、事務局から一括して説明してください。

真鍋課長 第5号議案 諸規則等の制定及び一部改正並びに廃止（案）につきまして、ご説明申し上げます。

まず、3頁、資料5-3をご覧ください。

現在、役員等の報酬等に関する規程及び4頁に細則を定めておりますが、改正社会福祉法により、報酬等の金額、支給方法等を規定した「役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準」を定め、その支給基準を公表することが義務付けられたことから、現在の規程に条項を追加し、役員と評議員に分けて新たに制定するものでございます。

それでは、1頁、資料5-1「役員の報酬等に関する規程（案）」をご覧ください。この規程は、定款第24条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものでございます。

現行の規程との主な変更といたしましては、第3条に報酬等の基準を規定いたし

真鍋課長

まして、細則で定めておりました常勤役員の報酬額と非常勤役員及び評議員の費用弁償額を規程に定めております。なお、常勤役員の報酬額は8,000,000円としておりますが、現在の支給額は減額後、7,298,236円を支給しており、本会ホームページでも公表していることをご報告いたします。また、従来、費用弁償としてレインボーカードをお渡ししておりましたが、この3月末でカードの販売が中止となったこともあり、費用弁償額について検討した結果、他団体における費用弁償額も参考といたしまして、2,000円をその都度お渡しすることとしております。

次に、第6条、報酬等の支給基準で常勤役員の報酬等と非常勤役員の費用弁償の支給方法を定め、第7条、公表におきまして、この規程を報酬等の支給基準とし、改正社会福祉法の規定に基づき公表すると規定しております。さらに第8条におきましては、支給基準については評議員会の承認が必要と法律に明記されたことから、改廃については評議員会の決議を経て行うと規定するものです。

続きまして、2頁、資料5-2「評議員の費用弁償に関する規程（案）」をご覧ください。この規程は、定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関して必要な事項を定めるものでございます。

この2つの規程の施行に伴い、現行の報酬等に関する規程は廃止といたします。

続きまして、5頁、資料5-4「会員規程」の一部改正（案）をご覧ください。

定款第31条において「会員に関する規程は評議員会において別に定める」と規定していることから、第8条に改廃を追記するものでございます。

今回お諮りする規程の制定及び一部改正は以上でございます。施行日につきましては、ご承認いただきましたら、本日6月20日からといたします。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

（異議なし）

異議なしということですので、第5号議案は、原案どおり決定されました。

#### <第6号議案> 理事・監事・会計監査人の選任について

吉川議長

続きまして、第6号議案でございますが、乾会長、西嶋常務理事、中村監事、後藤監事におかれては、理事及び監事候補者でございますので、ここで退席されます。

（退席）

それでは、事務局から説明してください。

浅井局長

事務局長の浅井でございます。

第6号議案 理事・監事・会計監査人の選任につきまして、ご説明申し上げます。資料6をご覧くださいと存じます。

定款第18条の第1項では、理事及び監事並びに会計監査人は評議員会の決議によって選任する。また、各候補者推薦の提案につきましては、別に定める理事・監事・会計監査人選任規程に基づいて、理事会が行うこととしており、今回、理事会におきまして推薦されました理事・監事及び会計監査人の選任につきまして、本日お諮りするものでございます。

なお、定款第15条第4項で、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに決議を行わなければならないと規定していますことから、まずは理事会で推薦されました理事及び監事候補者について、ご説明申し上げます。

浅井局長

資料6の1頁、理事の候補者でございますが、候補者の皆さま全員が、本会理事として、ご尽力をいただいております。

まずは、「区社会福祉協議会の代表者」でございます。福島区社会福祉協議会会長の吉崎昌作様、此花区社会福祉協議会会長の宮川様におかれましては、大阪市地域振興会会長を兼任されていますことから、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」の候補者として、お名前を、あげさせていただいております。大正区社会福祉協議会会長の寄本文信様、東成区社会福祉協議会会長の清水弘様、城東区社会福祉協議会会長の伊東允二様、旭区社会福祉協議会 会長の吉田純造様、東住吉区社会福祉協議会会長の川本公夫様、西成区社会福祉協議会会長の乾繁夫様、以上7名の皆さままでございます。

続きまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」でございます。大阪市地域振興会会長の宮川晴美様、大阪市地域女性団体協議会会長の矢田貝喜佐枝様、大阪市社会事業施設協議会会長の中田浩様、大阪府社会福祉協議会常務理事の井手之上優様、大阪府共同募金会常務理事の林明様、大阪市身体障害者団体協議会会長の手嶋勇一様、以上6名のみなさままでございます。

次に、裏面2頁をご覧ください。「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」でございます。大阪市民生委員児童委員協議会会長の白國哲司様、大阪市民生委員児童委員協議会 副会長の矢野初憲様、以上2名のみなさままでございます。

最後に、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」でございます。大阪市福祉局長の諫山保次郎様、大阪市こども青少年局長の内本美奈子様、大阪府立大学名誉教授の右田紀久恵様、本会常務理事の西嶋善親を加えました、以上4名のみなさままでございます。

続きまして、監事候補者でございますが、監事の選任につきましては、監事のうち1名は財務諸表を監査し得る者、1名は社会福祉事業について見識を有する者としておりますことから、現在、監事として、ご尽力いただいております、税理士の中村保弘様と大阪市老人福祉施設連盟代表理事の後藤静男様に引き続きお願いしたいと考えております。

理事及び監事の任期につきましては、本日、平成29年6月20日から平成30年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

以上、理事及び監事候補者につきまして、ご説明申しあげました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

吉川議長

ただ今、理事・監事の選任について、説明がありましたが、定款により、候補者ごとに決議をとるということでございます。私から、候補者のお名前をお一人ずつ読みあげますので、ご承認の場合は、拍手をもってかえさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料6の1頁、理事の選任でございます。

吉崎昌作さん。 (拍手)

寄本文信さん。 (拍手)

清水弘さん。 (拍手)

伊東允二さん。 (拍手)

吉田純造さん。 (拍手)

川本公夫さん。 (拍手)

吉川議長

乾繁夫さん。（拍手）

続きまして、宮川晴美さん。（拍手）

矢田貝喜佐枝さん。（拍手）

中田浩さん。（拍手）

井手之上優さん。（拍手）

林明さん。（拍手）

手嶋勇一さん。（拍手）

続きまして、白國哲司さん。（拍手）

矢野初憲さん。（拍手）

続きまして、諫山保次郎さん。（拍手）

内本美奈子さん。（拍手）

右田紀久恵さん。（拍手）

西嶋善親さん。（拍手）

ありがとうございました。

今、拍手をもって、お一人ずつ決議をいただきましたので、19名の皆さんを理事として選任いたします。

続きまして、監事の選任でございます。

中村保弘さん。（拍手）

後藤静男さん。（拍手）

ありがとうございました。

中村さん、後藤さんにつきましても、拍手をもって、お一人ずつ決議をいただきましたので、監事として選任いたします。

それでは、ここで、乾会長、西嶋常務理事、中村監事、後藤監事にご着席いただきます。

（着席）

では、会計監査人の選任につきまして、事務局から説明してください。

浅井局長

続きまして、会計監査人候補者でございますが、まずは、これまでの経過につきまして、ご説明申し上げます。お手元資料6頁をご覧ください。

これは、平成29年1月27日に開催いたしました理事会資料でございますが、2推薦までの経過でございますように、平成28年8月に会計監査人選定に係る入札を行うため、公募いたしましたところ、8つの監査法人から応募がございました。

これをうけまして、平成28年9月28日に監査人の選定委員会を開催しました結果、「かがやき監査法人」を候補者として選定し、本年1月27日開催の理事会で、ご承認をいただいております。

なお、選定委員会につきましては、資料の7頁、また選定の評価結果につきましては、8頁に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、恐れ入りますが、資料3頁のお戻りいただけますでしょうか。

会計監査人候補者といたしまして、「かがやき監査法人」で、任期につきましては、平成29年6月20日から平成29年度会計に係る定時評議員会終結時までとしています。

以上、会計監査人候補者につきまして、ご説明申しあげました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

吉川議長      ただ今、会計監査人の選任について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第6号議案は、原案どおり決定されました。

本日もご審議いただき案件は、全て終了いたしました。長時間にわたり、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会      これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。